

令和7年第14回 委員会議題

令和7年7月2日

1 議案

- 議案第53号 選挙人名簿から抹消する者について
議案第54号 選挙人名簿に登録する者について
議案第55号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について
議案第56号 参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について
議案第57号 参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について
議案第58号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
議案第59号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
議案第60号 参議院議員通常選挙における投票所の指定について
議案第61号 参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻の変更について
議案第62号 参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について
議案第63号 参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
議案第64号 参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法について
議案第65号 参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について
議案第66号 参議院議員通常選挙における投票立会人の選任について
議案第67号 参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について
議案第68号 在外選挙人名簿に登録する者について

2 その他

市・区選管委員長・事務局長会議の報告について

議案第53号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 497人 |
| | 内訳 死亡者 | 152人 |
| | 市外転出者 | 345人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和7年7月2日 |

(根拠)

議決 公職選挙法第28条の規定による。(赤②)

(参考)

- 死亡者
令和7年6月2日から令和7年7月1日までに市長から通知を受けた死亡者
- 市外へ転出後4箇月を経過した者
令和7年2月2日から令和7年3月1日までに市外へ転出した者
- 抹消の内訳

区 分	男	女	計
死 亡 者	75	77	152
転 出 者	190	155	345
誤 載 者	0	0	0
計	265	232	497

議案第54号

選挙人名簿に登録する者について

令和7年7月2日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

- | | |
|-------------|----------|
| 1 登録する者の数 | 2, 067人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和7年7月2日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第3項の規定による。(赤①)

(参考)

登録の基準日 令和7年7月2日

- 1 年齢満18歳以上となる者
平成19年6月3日から平成19年7月21日までに出生した者
- 2 転入後、3箇月以上住民基本台帳に登録されている者
令和7年3月2日から令和7年4月2日までに転入届をした者
- 3 転入後、3箇月以上住民基本台帳に登録されていた者であって、転出後4箇月を経過しない者
3箇月以上住民基本台帳に登録されていた者であって、令和7年3月2日以降に転出した者

議案第55号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における西区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

期日前投票所	設置期間
福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区役所3階大会議室A・B	令和7年7月4日から 令和7年7月19日まで
福岡市西区西都二丁目1番1号 福岡市西区役所西部出張所2階202会議室	令和7年7月4日から 令和7年7月19日まで
福岡市西区橋本二丁目27番2号 木の葉モール橋本1階会議室	令和7年7月12日から 令和7年7月19日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和7年7月12日から 令和7年7月19日まで
福岡市西区大字小呂島61番地1 福岡市愛宕浜公民館小呂分館	令和7年7月15日
福岡市西区大字玄界島21番地3 福岡市玄界公民館	令和7年7月15日

ただし、福岡市愛宕浜公民館小呂分館については、選挙人名簿に記載されている住所が西区大字小呂島の選挙人に、福岡市玄界公民館については、選挙人名簿に記載されている住所が西区大字玄界島の選挙人に限る。

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

○公職選挙法
 (期日前投票)

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所
第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
第四十条第一項 ただし書	選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないとして認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。 二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合(午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。) 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。
第四十条第二項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
第四十一条第一項	から少くとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第四十一条第二項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の告示)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

議案第56号

参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙において、西区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように指定し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

福岡市西区内浜一丁目4番1号
福岡市西区役所3階大会議室A・B

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第49条の2第4項による読替後の第48条の2第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第65条の13第4項の規定による。

○公職選挙法
(在外投票等)

第四十九条の二

4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、第四十八条の二第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

第四十四条第二項	、選挙人名簿	、在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿
	当該選挙人名簿	当該在外選挙人名簿
	第十九条第三項	第三十条の二第四項
	書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。	書類
第四十八条の二第一項	期日前投票所	市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所(次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。)
第四十八条の二第一項第二号及び第五号	投票区	指定在外選挙投票区
第四十八条の二第一項第六号	投票所	指定在外選挙投票区の投票所
第四十八条の二第二項	二以上の期日前投票所を設ける	前項の規定により二以上の指定期日前投票所を指定した
	期日前投票所において	指定期日前投票所において
第四十八条の二第五項	期日前投票所において投票を行わせる	指定期日前投票所を指定した
第四十八条の二第五項の表第四十二条第一項ただし書の項	選挙	選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙
	第四十八条の二第一項	在外選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、第四十八条の二第一項
	期日前投票所	指定期日前投票所(第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される第四十八条の二第一項に規定する指定期日前投票所をいう。以下第四十八条までにおいて同じ。)
第四十八条の二第五項の表第四十五条第一項の項及び第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項	期日前投票所	指定期日前投票所

(期日前投票)

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 二 用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥^{じよく}にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されていること。
- 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

○公職選挙法施行令

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第六十五条の十三

- 4 市町村の選挙管理委員会は、法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所を指定したとき、又は法第四十九条の二第三項の規定により共通投票所を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

議案第57号

参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期日前投票所	開く時刻	閉じる時刻
木の葉モール橋本1階会議室	午前10時	午後7時
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時
福岡市愛宕浜公民館小呂分館	午前11時	午後2時
福岡市玄界公民館	午後2時	午後7時30分

2 変更理由

上記、期日前投票所は増設設置するものであり、西区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

○公職選挙法
(期日前投票)

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所
第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
第四十条第一項 ただし書	選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。 二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合(午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。) 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。
第四十条第二項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
第四十一条第一項	から少くとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第四十一条第二項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

(参考) 期日前投票所概要

1 小呂島

(1) 選挙人名簿登録数(令和7年7月2日現在) 135人

(2) 最近の選挙における期日前投票時の登録者数及び期日前投票率
(令和7年3月23日執行 福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙)

登録者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
71	65	136	48	41	89	64.86	63.07	65.44

(3) 略図…別添

2 玄界島

(1) 選挙人名簿登録数(令和7年7月2日現在) 293人

(2) 最近の選挙における期日前投票時の登録者数及び期日前投票率
(令和7年3月23日執行 福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙)

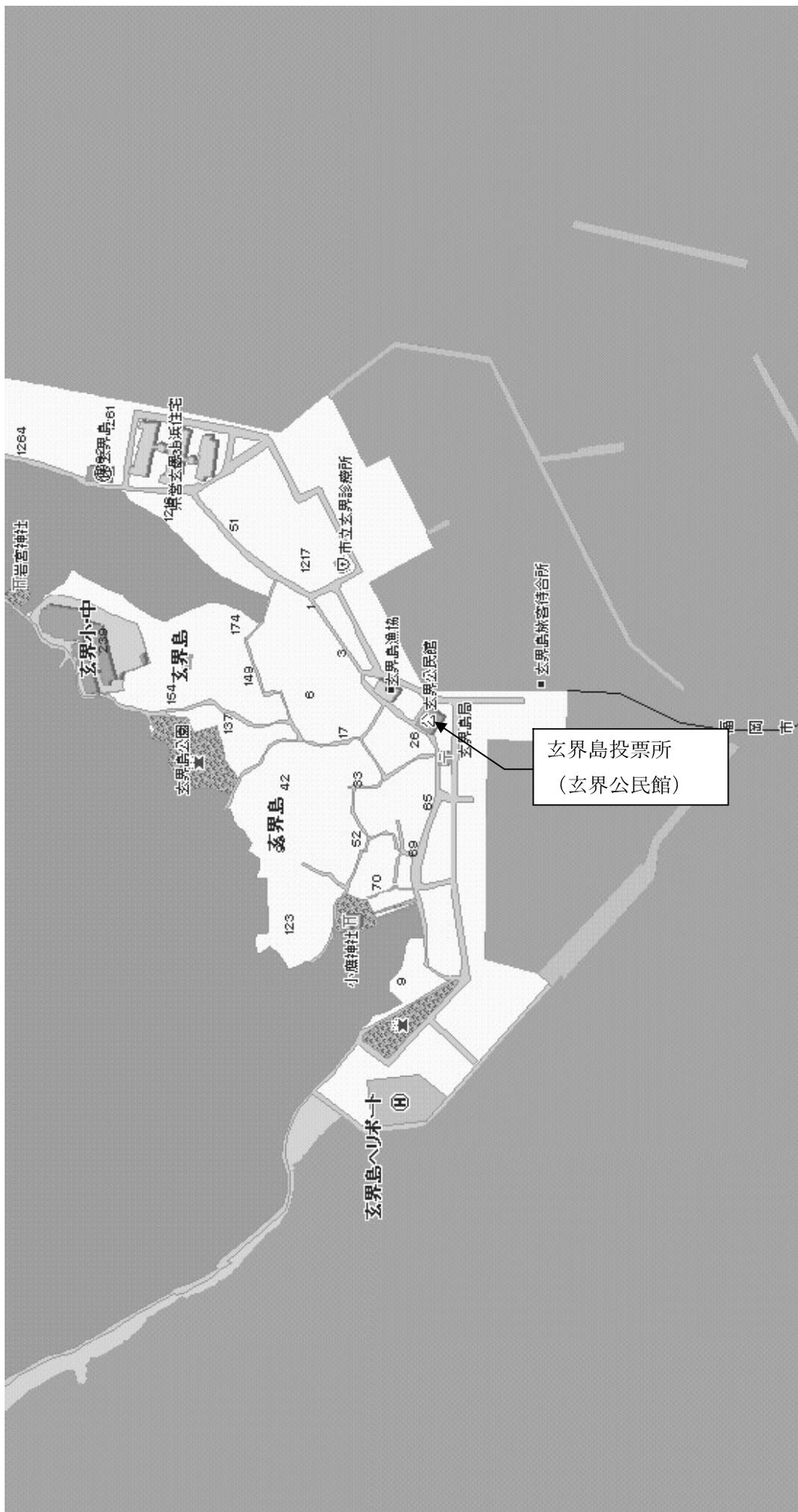
登録者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
154	148	302	36	34	70	23.37	22.97	23.17

(3) 略図…別添

・小呂島投票所



・玄界島投票所



議案第58号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における西区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び第4項並びに同法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

○公職選挙法
(投票管理者)

第三十七条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

(投票管理者の職務代理人又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

○公職選挙法施行令

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第四十九条の七 法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

第二十五条	氏名(氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日(同一の日に
	時間	日及び時間
第二十七条	氏名並びに	氏名、
	名称(名称並びに当該投票立会人の投票に立ち会うべき日(期日前投票所を設ける日ごとの当該
	投票所	期日前投票所
	時間	日及び時間
第二十八条第一項	各投票区	期日前投票所
	投票区の投票所	期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所
第二十八条第一項各号	投票区の区域	期日前投票所
第三十一条第二項、第三十二条、第三十四条及び第四十条第一項	投票所	期日前投票所
第四十一条第四項	第四十八条第二項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第四十八条第二項
第四十二条	投票所	期日前投票所
	第六十条	第四十八条の二第六項において準用する法第六十条
第四十三条	第五十三条第一項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項
	投票箱を送致すべき投票立会人(投票管理者が同時に開票管理者である場合には、投票管理者の指定した投票立会人)が保管し	投票管理者の指定した投票立会人が封印をし
	保管しなければ	封印をしなければ
第四十四条	開票管理者	市町村の選挙管理委員会
	投票所	期日前投票所
	ならない	ならない。ただし、投票管理者が投

		票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない
第四十四条の二第一項	は、法第五十五条又は第五十六条	及び市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条
第四十四条の二第六項及び第七項	選挙の当日	期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

議案第59号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における西区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

○公職選挙法
 (期日前投票)
 第四十八条の二

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第三十八条第一項	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日
第三十八条第二項	投票所	期日前投票所
第三十八条第四項	投票区において、二人以上	期日前投票所において、二人
第四十二条第一項ただし書	選挙の当日投票所	第四十八条の二第一項の規定による投票の日、期日前投票所
第四十五条第一項	選挙の当日、投票所	第四十八条の二第一項の規定による投票の日、期日前投票所
第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項	投票所	期日前投票所
第五十一条	第六十条	第四十八条の二第六項において準用する第六十条
	投票所	期日前投票所
	最後	当該投票の日の最後
第五十三条第一項	投票所	期日前投票所
	閉鎖しなければ	閉鎖しなければならない。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になったときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ
第五十三条第二項	できない	できない。ただし、前項ただし書の規定により投票箱を開いた場合は、この限りでない
第五十五条	投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日	投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に
	を開票管理者	(以下この条において「投票箱等」という。)を市町村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村の選挙管理委員会 は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第60号

参議院議員通常選挙における投票所の指定について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における西区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第39条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

○公職選挙法

(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の告示)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

- 2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

投 票 所 一 覧 表

投票区 番号	投票区名	投	票	所
1	愛 岩 第 一	福岡市西区愛宕浜二丁目2番9号	ウエーブコースト管理センター	
2	愛 岩 第 二	福岡市西区愛宕4丁目11番11号	愛宕公民館	
3	愛 岩 第 三	福岡市西区愛宕二丁目19番2号	観音寺保育園	
4	能 古	福岡市西区能古726番地9	能古公民館	
5	愛 岩 浜	福岡市西区愛宕浜四丁目42番1号	愛宕浜小学校講堂兼体育館	
6	姪 浜 第 一	福岡市西区姪の浜二丁目20番23号	姪北小学校講堂兼体育館	
7	姪 浜 第 二	福岡市西区姪の浜二丁目10番6号	姪浜小学校講堂兼体育館	
8	姪 浜 第 三	福岡市西区内浜一丁目4番1号	西区役所1階ロビー	
9	内 浜 第 一	福岡市西区姪の浜五丁目8番8号	内浜小学校講堂兼体育館	
10	内 浜 第 二	福岡市西区小戸四丁目11番32号	内浜公民館	
11	内 浜 第 三	福岡市西区小戸一丁目35番	姪浜北住宅集会所	
12	内 浜 第 四	福岡市西区内浜一丁目5番54号	西部療育センター遊戯室	
13	福 重	福岡市西区福重四丁目25番1号	福重小学校講堂兼体育館	
14	石 丸 第 一	福岡市西区石丸三丁目9番25号	石丸小学校講堂兼体育館	
15	石 丸 第 二	福岡市西区石丸二丁目5番10号	石丸公民館	
16	石 丸 第 三	福岡市西区大町団地12番	大町団地集会所	
17	下 山 門	福岡市西区下山門四丁目15番1号	下山門小学校講堂兼体育館	
18	西 陵	福岡市西区生の松原三丁目9番2号	西陵小学校講堂兼体育館	
19	壱 岐 第 一	福岡市西区拾六町三丁目21番1号	壱岐小学校講堂兼体育館	
20	壱 岐 第 二	福岡市西区野方七丁目825番地	生の松原特別支援学校講堂兼体育館	
21	壱 岐 南 第 一	福岡市西区戸切三丁目20番8号	特別養護老人ホーム マナハウス	
22	壱 岐 南 第 二	福岡市西区壱岐団地128番地1	壱岐団地南集会所	
23	壱 岐 南 第 三	福岡市西区野方五丁目15番3号	野方団地集会所	
24	金 武 第 一	福岡市西区大字金武2136番地1	金武公民館	
25	金 武 第 二	福岡市西区室見が丘三丁目9番4号	室見が丘集会所	
26	城 の 原	福岡市西区上山門一丁目26番12号	城原公民館	
27	壱 岐 東	福岡市西区橋本一丁目14番2号	壱岐東公民館	
28	玄 界 島	福岡市西区大字玄界島21番地3	玄界公民館	
29	今 宿 第 一	福岡市西区今宿東三丁目12番3号	三菱電機体育館	
30	今 宿 第 二	福岡市西区今宿青木138番地1	今宿公民館	
31	今 津	福岡市西区今津4808番地	今津小学校講堂兼体育館	
32	周 船 寺 第 一	福岡市西区周船寺一丁目22番39号	周船寺小学校講堂兼体育館	
33	周 船 寺 第 二	福岡市西区大字飯氏876番地1	周船寺公民館	
34	西 都	福岡市西区西都二丁目1番1号	西部出張所1階ロビー	
35	元 岡 第 一	福岡市西区太郎丸一丁目2番24号	元岡小学校講堂兼体育館	
36	元 岡 第 二	福岡市西区泉一丁目9番24号	泉西集会所	
37	宮 浦	福岡市西区大字宮浦1182番地3	宮浦公民館	
38	西 浦	福岡市西区大字西浦1012番地1	西岡公民館	
39	小 田	福岡市西区大字小田1195番地2	小田公民館	
40	玄 洋	福岡市西区今宿三丁目38番1号	玄洋小学校講堂兼体育館	

議案第61号

参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻の変更について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における西区玄界島投票区の投票所を閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

1 玄界島投票区の投票所を閉じる時刻
午後6時

2 変更理由

玄界島投票区は離島となっており、開票所までの投票箱の送致に時間を要するため。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第40条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法第40条第2項の規定による。

(参考) 投票区概要

- 1 投票所名 玄界公民館
- 2 投票区の区域 大字玄界島
- 3 有権者数(令和7年7月2日現在) 293人
- 4 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率

(令和7年3月23日執行福岡県知事選挙)

当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
153	148	301	75	95	170	49.02	64.19	56.48

5 略図…省略

○公職選挙法

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

議案第62号

参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における西区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

- 1 場所 福岡市西区拾六町一丁目13番35号
福岡市立西体育館
- 2 日時 令和7年7月20日 午後9時15分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第63条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第64条の規定による。

○公職選挙法

(開票所の設置)

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時の告示)

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議案第63号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和7年7月20日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、西区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

- 1 場所 福岡市西区内浜一丁目4番1号
福岡市西区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年7月17日 午後6時から

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第62条第6項の規定による。

○公職選挙法
(開票立会人)

第六十二条

- 6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

議案第64号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和7年7月20日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、西区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

○公職選挙法
(開票立会人)

第六十二条

- 2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
- 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者
- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党
- 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等
- 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第65号

参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における西区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び第4項並びに同法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

○公職選挙法

(投票管理者)

第三十七条

- 2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

○公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

議案第66号

参議院議員通常選挙における投票立会人の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における西区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

○公職選挙法
(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第67号

参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における西区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第61条第2項及び第4項並びに公職選挙法施行令第67条第1項及び第8項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第68条の規定による。

○公職選挙法
(開票管理者)

第六十一条

- 2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。

○公職選挙法施行令

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第六十七条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

- 8 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第六十八条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第六十一条第二項の規定又は第六十六条若しくは前条第一項、第三項若しくは第五項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

議案第68号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年7月2日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

- 1 登録する者の数 6人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和7年7月2日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。(赤③)

【参考】在外選挙人名簿登録者数(令和7年7月2日現在)

男	女	計
24	64	88